仕　様　書

１　件名　長崎市議会委員会会議録反訳業務【単価契約】

２　履行期間　契約日から令和７年３月31日

３　履行場所　長崎市魚の町４番１号（長崎市議会事務局議事調査課）

４　契約方法　請求時間１時間当たりの単価契約

（業務内容）

５　業務の内容は、次のとおりとする。

(1)　常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議録について、音声ファイルから反訳業務を行うこと。なお、会議時間のうち約３割は委員長、理事者等の説明部分であるため、説明シナリオを「ＷｏｒｄまたはＰＤＦ」データで提供したものを参考に修正を行うこと。

(2)　会議録の表記については、公益社団法人日本速記協会が発行する「新訂標準用字用例辞典」によること。

(3)　話し言葉を書き言葉として整合性をもって記録するために、必要があるときは、修文・整文の作業を行うこと。

(4)　その他、別に定める本市のルールによること。

（委員会の開催時期・日数・時間）

６　委員会の開催時期等は、おおむね次のとおりである。

(1)　常任委員会は、総務、教育厚生、環境経済及び建設水道の４委員会であり、通常、同時に開催される。なお、閉会中の決算審査については、総務委員会のみ他の３委員会とは別の日に開催される。

(2)　常任委員会は、年４回開催される定例会（２月または３月、６月、９月、11月または12月）のうち２月または３月定例会においては約７日間、他の定例会においてはそれぞれ約４日間開催される会議録を反訳する。また、臨時会が開催される場合は、約１日間開催されるため、１日間の会議録を反訳する。

なお、毎年10月ごろの閉会中に、決算審査のための常任委員会が各委員会で約２日間開催されるほか、委員会によっては不定期に開催されるため、開催された日数分の会議録を反訳する。

(3)　特別委員会については、おおむね３つの委員会が設置され、契約期間内に毎月約１日間ずつ（１回につき２時間程度）開催される見込みであるため、開催された日数分の会議録を反訳する。

(4)　常任委員会はおおむね午前10時から午後５時までの間の約４～６時間程度開催される見込みである。

(5)　期間中の会議予定時間数は323時間（音声データは発注者が提供する。また、そのうちの約３割に当たる説明シナリオの「ＷｏｒｄまたはＰＤＦ」データを発注者が提供する。）であり、そのうち、通常の納入期限の会議予定時間数は317時間、早急に反訳業務を行う必要がある会議予定時間数は6時間である。

また、２月または３月定例会においてはおおむね112時間が見込まれる。

（反訳依頼及び成果品の納入)

７　反訳依頼及び成果品の納入については、次のとおりである。

(1)　反訳業務の依頼は、反訳に必要な音声、シナリオ、資料及び録音状況表等（以下「音声ファイル等」という。）を発注者が貸与する。

(2)　反訳業務に当たっては、発注者の指示に従う。

(3)　音声ファイル等は、委員会の開催日または翌営業日に受注者が来庁して借り受けるか、受注者保有の音声ファイル等送信用の転送システムがある場合は、当該システムにて発注者がデータを送信するものとする。

(4)　受注者は、反訳終了後に、成果品(「Ｗｏｒｄ」で書式指定）として、会議録全文の電子データ及び納入した日付や会議名等を記載した納入書を納入期限までに納入するものとする。また月ごとの実績を確認するための業務報告書（別紙１）を翌月の10日までに発注者に納入するものとする。ただし、履行期間最終月分については、履行期間末日までとする。納入場所は、長崎市議会事務局議事調査課とする。ただし、反訳依頼がない月は提出を省略することとする。

　（原稿の正確度及び校正）

　８　原稿の正確度及び校正については次のとおりとする。

　　(1)　反訳原稿（初校）は、１回の会議につき、資料の欠如、音声データの欠損等の不具合がない限り99％以上の正確度を有するようにすること。なお、正確度は句読点及び改行を除く。

　　(2)　正確度が99％未満の場合、発注者は受注者に対し、その全部又は一部についてやり直しを命じることができる。

　　(3)　上記(2)の場合、受注者はやり直しを命じられた日から起算し２日以内（長崎市の休日を定める条例（平成５年条例35号）に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く。ただし、履行期間最終日にやり直しを命じられた場合は、当日中。）に再納品し、発注者による修正原稿の点検を受けなければならない。これらにかかる費用はすべて受注者の負担とする。

（納入期限）

９　成果品の納入期限は、特に指定しない限り、おおむね次のとおりとする。

(1)　委員会の会議録反訳については、発注者が作成依頼した日を含み20日以内（休日を含む。）に成果品を納入すること。なお、17時以降の依頼に関しては、翌日を依頼した日とする。

(2)　上記６の(5)のうち、早急に反訳業務を行う必要がある場合で、市がその旨の依頼をした場合は、依頼した日を含み５日以内（休日を除く。）に成果品を納入すること。

(3)　反訳依頼した日から履行期限まで20日（休日を含む。）の日数がない場合は、令和７年３月27日（木）までに成果品を納入し、正確度が99％未満の場合は、令和７年３月31日（月）17時までに修正したデータを納入すること。

（反訳料の支払い）

10　反訳料の支払いは月払いとし、次のとおり算出することとする。

(1)　反訳料の算出方法については、別紙２を参考にし、請求時間（実時間数を５分単位で切り上げた時間）を算出し、月ごとに常任委員会と特別委員会の２つに分けて集計する。

(2)　２つに分けて集計した常任委員会と特別委員会の請求時間数を業務種別ごとに合計する。ただし、合計した請求時間に１時間未満の端数がある場合は15分以内のときは15分、15分を超え30分以内のときは30分、30分を超え45分以内のときは45分、45分を超え１時間以内のときは１時間に切り上げることとする。

(3)　上記で算出した業務種別ごとの請求時間に単価を乗じて得られる金額（１円未満切り捨て）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（１円未満切り捨て）を反訳料とする。

（種類別予定時間及び換算割合）

11　種類別予定時間及び換算割合は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務種別 | 予定時間 | 換算割合 |
| 通常反訳 | 317時間 | ０．９７４１８２７８ |
| 緊急反訳 | 6時間 | ０．０２５８１７２２ |

　　※換算割合とは、市の積算総額に占める業務別の積算額の割合

（契約単価の決定方法）

12　契約単価は入札書記載額に換算割合を乗じて得た額をさらに予定数量で除した額（小数点第３位以下切り捨て）とする。ただし、契約単価に各種類別の予定数量を乗じて得た額の合計が落札額を下回る場合は、原則として、予定数量の少ない品目から順に１銭単位で加算（場合によっては減算）し、端数調整を行う。